

# 税務課から軽自動車税についてのお知らせ

## 平成31年度から軽自動車税の減免申請手続きが変わります。



平成31年度の軽自動車税の減免申請を希望される方は、平成31年度4月1日(月)～5月31日(金)までに本庁税務課又は各支所窓口で申請してください。

平成31年度より、下記B・C・Dに該当する方に証明書、運行計画書、誓約書等の提出をお願いしますので、ご理解ください。



### ○減免申請とは

病気や災害等の理由で、税の納付が困難になった場合、申請により、税が減免される制度です。

### ○減免対象となる軽自動車

以下に該当する場合は、減免措置を受けることができます。ただし、障がい者等は該当範囲があります。詳しくは、窓口へお問い合わせください。

- A. 障がいのある方が所有する軽自動車
- B. 身体に障がいのある18歳未満の方と生計を同一にする方が所有する軽自動車
- C. 精神に障がいのある方と生計を同一にする方が所有する軽自動車
- D. 障がいのある方が所有し、常時介護する方が運転する軽自動車

### ○減免申請に必要なもの(上記A～Dに合わせてご確認ください。)

平成30年度に軽自動車税の減免申請を提出された方等には、3月中旬に用紙をお送りする予定です。

軽自動車	運転者	持参するもの	窓口で配布
A	障がいのある方が運転	・身体障害者手帳※1 ・自動車検査証のコピー ・運転免許証(運転者)のコピー	・軽自動車税減免申請書
	同一世帯の方が運転		
B	同一世帯の方が運転		・軽自動車税減免申請書 ・証明書※2
C	同一世帯の方が運転		
D	常時介護する方が運転		・軽自動車税減免申請書 ・証明書※2 ・運行計画書※3 ・誓約書

※1 受付時に身体障害者手帳にスタンプを押させていただきますのでご持参ください。

※2 証明書は通学・通院・通所・通勤される各機関に、記入をしていただいたものを提出していただきます。

※3 障がい者のために通学・通院・通所・通勤で週3程度軽自動車を使用していることが必要です。

○申請期限 平成31年4月1日(月)～5月31日(金)

○提出先 本庁税務課および各支所窓口まで。

### ○その他

①減免申請は一人につき1台のみとなっています。普通車との併用はできません。

②豊後大野市での減免申請(軽自動車)は、毎年おこなっていただく必要があります。

③減免(軽自動車税)について、ご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

問い合わせ先 豊後大野市税務課 民税係 Tel. 0974-22-1001 (内線 2102)